

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和5年4月）	現行（令和4年4月）
	<p data-bbox="587 743 1249 814">水道工事標準仕様書</p> <p data-bbox="679 926 1157 972">令和5年4月1日改正</p> <p data-bbox="739 1671 1092 1717">神奈川県企業庁</p>	<p data-bbox="1843 730 2504 802">水道工事標準仕様書</p> <p data-bbox="1935 957 2412 1003">令和4年4月1日改正</p> <p data-bbox="2006 1692 2329 1738">神奈川県企業庁</p>

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和5年4月）	現行（令和4年4月）
<p>神奈川県土木 工事共通仕様 書との整合、見 直し</p> <p>P6</p>	<p><b>2 監督員の権限の行使</b> 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。</p> <p><b>1-1-8 工事用地等の使用</b></p> <p><b>1 維持・管理</b> 受注者は、発注者から使用承諾あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。</p> <p><b>2 用地の確保</b> 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p><b>3 第三者からの調達用地</b> 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p><b>4 用地の返還</b> 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還の要求した場合も、速やかに発注者に返還しなければならない。</p> <p><b>5 復旧費用の負担</b> 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。</p> <p><b>6 用地の使用制限</b> 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。</p> <p><b>1-1-9 工事着手</b> 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別な事情がない限り、契約書に定める工事開始期日以降30日以内に工事着手しなければならない。</p> <p><b>1-1-10 工事の下請負</b> 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が神奈川県工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、<b>下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。</b></p>	<p><b>2 監督員の権限の行使</b> 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。</p> <p><b>1-1-8 工事用地等の使用</b></p> <p><b>1 維持・管理</b> 受注者は、発注者から使用承諾あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。</p> <p><b>2 用地の確保</b> 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p><b>3 第三者からの調達用地</b> 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p><b>4 用地の返還</b> 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還の要求した場合も、速やかに発注者に返還しなければならない。</p> <p><b>5 復旧費用の負担</b> 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。</p> <p><b>6 用地の使用制限</b> 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。</p> <p><b>1-1-9 工事着手</b> 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別な事情がない限り、契約書に定める工事開始期日以降30日以内に工事着手しなければならない。</p> <p><b>1-1-10 工事の下請負</b> 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が神奈川県工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、<b>(追加) 適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</b></p>

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和5年4月）	現行（令和4年4月）
<p>神奈川県土木 工事共通仕様 書との整合、見 直し</p> <p>P10</p>	<p><b>7 流用の禁止</b> 受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。</p> <p><b>8 所有権</b> 支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。</p> <p><b>1-1-18 工事現場発生品</b></p> <p><b>1 一般事項</b> 発注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p><b>2 設計図書以外の現場発生品の処置</b> 受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したのものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p><b>1-1-19 建設副産物</b></p> <p><b>1 一般事項</b> 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合、本体工事または設計図書に指定された仮設工事については、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事については、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>2 マニフェスト</b> 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事については、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。</p> <p><b>3 法令遵守</b> 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p><b>4 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画</b> 受注者は、当該工事が建設資材利用及び建設副産物発生・搬出の有無にかかわらず、工事請負代金の額が100万円以上の場合には、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を所定の様式に従い作成し、施工計画書等を含め監督員に提出しなければならない。なお、建設リサイクル法の対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した説明書についても施工計画書等を含め監督員に提出しなければならない。<b>また、再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書は、公衆の見える場所に掲示しなければならない。</b></p> <p><b>5 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書</b> 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督員に提出しなければならない。なお、建設リサイクル法の対象建設工事においては、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは再資源化等報告書についても監督員に提出しなければならない。</p>	<p><b>7 流用の禁止</b> 受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。</p> <p><b>8 所有権</b> 支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。</p> <p><b>1-1-18 工事現場発生品</b></p> <p><b>1 一般事項</b> 発注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p><b>2 設計図書以外の現場発生品の処置</b> 受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したのものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p><b>1-1-19 建設副産物</b></p> <p><b>1 一般事項</b> 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合、本体工事または設計図書に指定された仮設工事については、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事については、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>2 マニフェスト</b> 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事については、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。</p> <p><b>3 法令遵守</b> 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p><b>4 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画</b> 受注者は、当該工事が建設資材利用及び建設副産物発生・搬出の有無にかかわらず、工事請負代金の額が100万円以上の場合には、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を所定の様式に従い作成し、施工計画書等を含め監督員に提出しなければならない。なお、建設リサイクル法の対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した説明書についても施工計画書等を含め監督員に提出しなければならない。<b>（追加）</b></p> <p><b>5 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書</b> 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督員に提出しなければならない。なお、建設リサイクル法の対象建設工事においては、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは再資源化等報告書についても監督員に提出しなければならない。</p>

# 水道工事標準仕様書新旧対照表

## 改正（令和5年4月）

## 現行（令和4年4月）

ダクタイトル  
鉄管継手部の  
管理  
  
P42

表1-5 品質管理基準及び規格値				※ 試験成績表等による確認			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
水道	材料	必須	① 規格品である場合		当該規格	日本水道協会による検査	日本水道協会水道用品検査証明書
			② 規格品でない場合		管理者が型式承認したものであること	日本水道協会による検査	日本水道協会水道用品検査証明書
水圧試験	施工	必須	① 管路水圧試験	管内に充水し、一定時間保持して、この間の圧力変化を測定する。	管路に異常がなく、また、急激な圧力降下が生じないこと。		監督員立会いのもと実施する。
			② 継手部水圧試験	試験水圧は、通常 0.50MPa 程度。	試験水圧にて 5 分間経過後に 0.40MPa 以上保持すること。	管径 300mm 以上の全ての継手箇所について、実施する。	溶接継手構造の管路は溶接部の放射線透過試験または超音波探傷試験によることができる。
			③ 給水管施工時の水圧試験		試験水圧 1.75MPa に耐えられ、1 分間経過後、漏水のないこと。	全ての給水管付替箇所において実施する。	サドル付分水性設置箇所と、既設給水管との接合箇所まで配管後、本管分岐部から接合箇所までの配管について確認する。
			④ 不排水工事の水圧試験		試験水圧に耐えられ、漏水のないこと。	全ての箇所について実施する。	試験水圧は 0.75~1.0MPa を標準とし、監督員と協議する。
管の接合	施工	必須	① ダクタイトル鉄管継手部接合検査	目視 ノギス等による計測 JDPA W 01 (S 型) JDPA W 02 (S II 型) JDPA W 03 (K F、U F 型) JDPA W 04 (T 型) JDPA W 05 (K 型) JDPA W 06 (U 型) JDPA W 08 (P I 型) JDPA W 10 (P II 型) JDPA W 12 (N S 型) JDPA W 13 (U S 型) JDPA W 15 (P N) JDPA W 18 (G X)	継手各部所定寸法を満たすこと。 ボルトの標準締付けトルクを満たすこと。	全ての継手接合箇所について実施する。	チェックシートを使用して実施する。

42

表1-5 品質管理基準及び規格値				※ 試験成績表等による確認			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
水道	材料	必須	① 規格品である場合		当該規格	日本水道協会による検査	日本水道協会水道用品検査証明書
			② 規格品でない場合		管理者が型式承認したものであること	日本水道協会による検査	日本水道協会水道用品検査証明書
水圧試験	施工	必須	① 管路水圧試験	管内に充水し、一定時間保持して、この間の圧力変化を測定する。	管路に異常がなく、また、急激な圧力降下が生じないこと。		監督員立会いのもと実施する。
			② 継手部水圧試験	試験水圧は、通常 0.50MPa 程度。	試験水圧にて 5 分間経過後に 0.40MPa 以上保持すること。	管径 300mm 以上の全ての継手箇所について、実施する。	溶接継手構造の管路は溶接部の放射線透過試験または超音波探傷試験によることができる。
			③ 給水管施工時の水圧試験		試験水圧 1.75MPa に耐えられ、1 分間経過後、漏水のないこと。	全ての給水管付替箇所において実施する。	サドル付分水性設置箇所と、既設給水管との接合箇所まで配管後、本管分岐部から接合箇所までの配管について確認する。
			④ 不排水工事の水圧試験		試験水圧に耐えられ、漏水のないこと。	全ての箇所について実施する。	試験水圧は 0.75~1.0MPa を標準とし、監督員と協議する。
管の接合	施工	必須	① ダクタイトル鉄管継手部接合検査	目視 ノギス等による計測 JDPA W 01 (S 型) JDPA W 02 (S II 型) JDPA W 03 (K F、U F 型) JDPA W 04 (T 型) JDPA W 05 (K 型) JDPA W 06 (U 型) JDPA W 08 (P I 型) JDPA W 10 (P II 型) JDPA W 12 (N S 型) JDPA W 13 (U S 型) JDPA W 15 (P N) JDPA W 18 (G X)	継手各部所定寸法を満たすこと。 ボルトの標準締付けトルクを満たすこと。	全ての継手接合箇所において、耐震継手管及び大口径管の接合は必須。T 型、K 型は必要に応じて実施。	チェックシートを使用して実施する。

42



水道工事標準仕様書新旧対照表

改正（令和5年4月）

現行（令和4年4月）

神奈川県土木  
工事  
写真管理基準  
との整合、見直し

P71

工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用
		中規模以上	小規模以下			
歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		基準高は片側延長40mごとに1ヶ所の割で測定する。 幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。  小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。  小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	適用
	高さ	t < 15cm	-30			
		t ≥ 15cm	-45			
幅	-100					
歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9		幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。		
	幅	-25				
区画線工	厚さ（溶融式のみ）	設計値以上		各線種毎に1箇所をテストピースにより測定。		測定基準に関わらず、道路管理者の許可基準により行う。
	幅	設計値以上				
基礎工 （切込砂利） （砕石基礎） （割ぐり石基礎） （均しコンクリート）	幅 w	設計値以上		施工延長40m（測定間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。  		
	厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-30				
	延長 L	各構造物の規格値による				
矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高▽	±50		基準高は施行延長40m（測定間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 変位は、施行延長20m（測定間隔25mの場合は25m）につき1箇所、延長20m（または25m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。  		
	根入長	設計値以上				
	変位 l	100				

71

工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用
		中規模以上	小規模以下			
歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		基準高は片側延長40mごとに1ヶ所の割で測定する。 幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。  小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。  小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	適用
	高さ	t < 15cm	-30			
		t ≥ 15cm	-45			
幅	-100					
歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9		幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。		
	幅	-25				
区画線工	厚さ（溶融式のみ）	設計値以上		施工した全ての線種の中から代表的な1線種を選定し1箇所をテストピースにより測定。		測定基準に関わらず、道路管理者の許可基準により行う。
	幅	設計値以上				
基礎工 （切込砂利） （砕石基礎） （割ぐり石基礎） （均しコンクリート）	幅 w	設計値以上		施工延長40m（測定間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。  		
	厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-30				
	延長 L	各構造物の規格値による				
矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高▽	±50		基準高は施行延長40m（測定間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 変位は、施行延長20m（測定間隔25mの場合は25m）につき1箇所、延長20m（または25m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。  		
	根入長	設計値以上				
	変位 l	100				

71

水道工事標準仕様書新旧対照表

改正（令和5年4月）

現行（令和4年4月）

神奈川県土木  
工事  
写真管理基準  
との整合、見直し

P73

表1-7 写真管理基準

工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要		
一般	着手前及び完成	着手前と完成後の現場の状況を同一箇所から撮影する。	着手前、完成後	40m毎			
	工事看板	工事看板、掲示板（建設業許可票、労災保険関係成立票、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識、再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書等）設置状況	施工中	各種類毎に1回			
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	設置後	1現場1回			
		各種保安設備の設置状況	設置後				
		交通誘導員等交通整理状況	作業中				
		安全訓練等の実施状況	実施中	実施日毎			
検査	使用材料	形状寸法	使用前	監督員の指示による			
		使用材料の保管状況	搬入時	1現場1回			
		検査実施状況	検査時	実施日毎			
布	舗装切断工	*切断状況及び切断幅（官民境界等からの距離及び幅）	施工中、施工後	1現場1回			
	舗装取壊工	*取壊し状況（使用機械）及び舗装厚	施工中	舗装厚ごと1回			
	掘削工	*掘削状況（人力、機械）	施工中	40m毎		掘削から仮復旧まで同一箇所、同一方向であること。	
	土留工	*床付け深さ及び幅	施工後				
	明示シート	*敷設深さ	布設後				
	埋戻工	管周り埋戻し、締固め状況	施工中				
		埋め戻し状況	施工中				
	路盤工	*締固め状況（一層上り厚20cm以下）（管周り埋戻し上り厚は管上30cm）	締固め後	40m毎			掘削から仮復旧まで同一箇所、同一方向であること。
		施工状況	施工中				
	As 仮復旧工	*締固め状況（一層上り厚15cm以下）	締固め後	40m毎			
プライムコート・タックコート散布状況（実施した場合）		施工中					
施工状況		施工中					
建設発生土処分	*各層毎の厚さ	転圧後	場所毎1回	搬入前写真は確認届に添付			
	仮置場（実施した場合）	搬入前、搬出完了後					
		最終処分場状況（全景）（指定地処分の場合は省略）	搬入時	場所毎1回			

なお、監督員が必要と判断し指示した箇所は、撮影する。 改ページ

表1-7 写真管理基準

工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要		
一般	着手前及び完成	着手前と完成後の現場の状況を同一箇所から撮影する。	着手前、完成後	40m毎			
	工事看板	工事看板、掲示板（建設業許可票、労災保険関係成立票、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識等）設置状況（追記）	施工中	各種類毎に1回			
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	設置後	1現場1回			
		各種保安設備の設置状況	設置後				
		交通誘導員等交通整理状況	作業中				
		安全訓練等の実施状況	実施中	実施日毎			
検査	使用材料	形状寸法	使用前	監督員の指示による			
		使用材料の保管状況	搬入時	1現場1回			
		検査実施状況	検査時	実施日毎			
布	舗装切断工	*切断状況及び切断幅（官民境界等からの距離及び幅）	施工中、施工後	1現場1回			
	舗装取壊工	*取壊し状況（使用機械）及び舗装厚	施工中	舗装厚ごと1回			
	掘削工	*掘削状況（人力、機械）	施工中	40m毎		掘削から仮復旧まで同一箇所、同一方向であること。	
	土留工	*床付け深さ及び幅	施工後				
	明示シート	*敷設深さ	布設後				
	埋戻工	管周り埋戻し、締固め状況	施工中				
		埋め戻し状況	施工中				
	路盤工	*締固め状況（一層上り厚20cm以下）（管周り埋戻し上り厚は管上30cm）	締固め後	40m毎			掘削から仮復旧まで同一箇所、同一方向であること。
		施工状況	施工中				
	As 仮復旧工	*締固め状況（一層上り厚15cm以下）	締固め後	40m毎			
プライムコート・タックコート散布状況（実施した場合）		施工中					
施工状況		施工中					
建設発生土処分	*各層毎の厚さ	転圧後	場所毎1回	搬入前写真は確認届に添付			
	仮置場（実施した場合）	搬入前、搬出完了後					
		最終処分場状況（全景）（指定地処分の場合は省略）	搬入時	場所毎1回			

なお、監督員が必要と判断し指示した箇所は、撮影する。 改ページ

水道工事標準仕様書新旧対照表

改正（令和5年4月）

現行（令和4年4月）

ダクタイトイル  
鉄管継手部の  
管理  
(チェックリ  
スト)

P127

**第4節 ダクタイトイル鉄管継手**

**1-4-1 一般事項**

- ダクタイトイル鉄管継手にあたっては、次により実施しなければならない。
- 接合に先立ち、接合の方法や順序、継手の付属部品及び必要な器具、工具等を点検確認する。
  - 挿し口部の外面、受け口部の内面、押輪及びゴム輪等に付着している油、砂、その他の異物を完全に除去する。
  - ダクタイトイル鉄管の接合にあたり滑剤を使用する場合は「ダクタイトイル管継手用滑剤」を使用する。なお、ゴム輪に悪影響を及ぼし衛生上有害な成分を含むグリース等の油類や中性洗剤、プラスチック管滑剤は絶対に使用してはならない。
  - ボルト・ナットの締付においては、仮締め、追締めを順序良く行い、全箇所トルクレンチにて締付けトルクを確認する。
  - 接合完了後、埋戻し前に継手の状態及びボルトの締付け具合を再度確認する。
  - 全ての継手接合箇所においてチェックシート等を使用し、接合状態を管理する。チェックシートは日報とともに提出する。また、検査書類として提出する。(チェックシートは参考資料参照等)**
  - 接合に不具合が認められるときは、継手を解体しゴム輪を交換して接合をやり直す。
  - G X形、N S形、K形の切管最小寸法は表1-4-1のとおり、継輪胴付間隔は表1-4-2のとおり、それぞれを参考とする。
  - G X形の切管については、溝切・挿し口加工を施したものを使用する。
  - 本仕様書に記載がないものについては、日本ダクタイトイル鉄管協会が発行している「接合要領書」を確認し施工すること。

表1-4-1 切管最小寸法

呼び径	単位 (mm)					
	G X形		N S形		K形	
	甲切管	乙切管	甲切管	乙切管	甲切管	乙切管
75	700	770	800	810	640	560
100	720	770	810	820	650	580
150	740	770	840	860	650	580
200	740	770	840	860	660	580
300	760	820	960	1000	660	580
400	970	1020	970	1020	660	580
500			910	1010	790	700
600			920	1020	790	700
700			950	1120	790	700
800			960	1140		
900			970	1150		
1000			1090	1150		

表1-4-2 継輪胴付間隔

呼び径	単位 (mm)	
	G X形	N S形
75	190	220
100	200	220
150	240	250
200	250	250
300	300	300
400	300	300
500		260
600		260
700		300
800		305
900		305
1000		310

**第4節 ダクタイトイル鉄管継手**

**1-4-1 一般事項**

- ダクタイトイル鉄管継手にあたっては、次により実施しなければならない。
- 接合に先立ち、接合の方法や順序、継手の付属部品及び必要な器具、工具等を点検確認する。
  - 挿し口部の外面、受け口部の内面、押輪及びゴム輪等に付着している油、砂、その他の異物を完全に除去する。
  - ダクタイトイル鉄管の接合にあたり滑剤を使用する場合は「ダクタイトイル管継手用滑剤」を使用する。なお、ゴム輪に悪影響を及ぼし衛生上有害な成分を含むグリース等の油類や中性洗剤、プラスチック管滑剤は絶対に使用してはならない。
  - ボルト・ナットの締付においては、仮締め、追締めを順序良く行い、全箇所トルクレンチにて締付けトルクを確認する。
  - 接合完了後、埋戻し前に継手の状態及びボルトの締付け具合を再度確認する。
  - ~~各種耐震管及び大口径管の接合は、全ての継手接合箇所においてチェックシート等を使用し、接合状態を管理する。(T形、K形管については、必要に応じて使用することとする。) なお、チェックシートは日報とともに提出するとともに、検査書類として提出する。(チェックシートは参考資料参照)~~
  - 接合に不具合が認められるときは、継手を解体しゴム輪を交換して接合をやり直す。
  - G X形、N S形、K形の切管最小寸法は表1-4-1のとおり、継輪胴付間隔は表1-4-2のとおり、それぞれを参考とする。
  - G X形の切管については、溝切・挿し口加工を施したものを使用する。
  - 本仕様書に記載がないものについては、日本ダクタイトイル鉄管協会が発行している「接合要領書」を確認し施工すること。

表1-4-1 切管最小寸法

呼び径	単位 (mm)					
	G X形		N S形		K形	
	甲切管	乙切管	甲切管	乙切管	甲切管	乙切管
75	700	770	800	810	640	560
100	720	770	810	820	650	580
150	740	770	840	860	650	580
200	740	770	840	860	660	580
300	760	820	960	1000	660	580
400	970	1020	970	1020	660	580
500			910	1010	790	700
600			920	1020	790	700
700			950	1120	790	700
800			960	1140		
900			970	1150		
1000			1090	1150		

表1-4-2 継輪胴付間隔

呼び径	単位 (mm)	
	G X形	N S形
75	190	220
100	200	220
150	240	250
200	250	250
300	300	300
400	300	300
500		260
600		260
700		300
800		305
900		305
1000		310

水道工事標準仕様書(参考資料)新旧対照表

備考	改正(令和5年4月)	現行(令和4年4月)
	<p data-bbox="368 720 1418 793">水道工事標準仕様書(参考資料)</p> <p data-bbox="679 900 1154 951">令和5年4月1日改正</p> <p data-bbox="739 1648 1089 1698">神奈川県企業庁</p>	<p data-bbox="1626 705 2677 779">水道工事標準仕様書(参考資料)</p> <p data-bbox="1938 934 2412 984">令和4年4月1日改正</p> <p data-bbox="2006 1669 2338 1719">神奈川県企業庁</p>



水道工事標準仕様書(参考資料)新旧対照表

備考	改正 (令和5年4月)										現行 (令和5年4月)									
	提出書類一覧表										提出書類一覧表									
チェックポイントの修正	分類	書類等	提出時期				提出先	備考	提出時期				提出先	備考						
			契約時	着手前	施工中	竣工時			契約時	着手前	施工中	竣工時								
	建設副産物	確認届				完	監督員	土砂の仮置場を設ける場合。運搬経路図、仮置場の位置図、許可証の写し、現況写真(搬入前)を添付する。				完	監督員	土砂の仮置場を設ける場合。運搬経路図、仮置場の位置図、許可証の写し、現況写真(搬入前)を添付する。						
		建設発生土搬出のお知らせ		施		完	受入地の市町村	地山土量100m <sup>3</sup> 以上搬入する市町村が対象。連絡前に監督員の確認が必要。			施	完	受入地の市町村へFaxで連絡	地山土量100m <sup>3</sup> 以上搬入する市町村が対象。連絡前に監督員の確認が必要。						
		土砂搬入・搬出申込書		施			土木事務所	監督員が内容を確認する。写しを施工計画書の一部として提出する。			施		土木事務所	監督員が内容を確認する。写しを施工計画書の一部として提出する。						
		土砂搬入・搬出承諾書				完	監督員	搬入整理券等は整理し、完成検査書類として提出する。				完	監督員	搬入整理券等は整理し、完成検査書類として提出する。						
		再生資源利用計画書		施			監督員	施工計画書の一部として提出する。			施		監督員	施工計画書の一部として提出する。						
		再生資源利用促進計画書		施			監督員	//			施		監督員	//						
		建設廃棄物処理委託契約書		施			監督員	建設廃棄物の処理(運搬、処分)を委託する場合は、写しを施工計画書の一部として提出する。			施		監督員	建設廃棄物の処理(運搬、処分)を委託する場合は、写しを施工計画書の一部として提出する。						
		再生資源利用実施書				完	監督員	使用数量については、伝票と照合し確認しておく。				完	監督員	使用数量については、伝票と照合し確認しておく。						
		再生資源利用促進実施書				完	監督員	発生数量については、マニフェストと照合し確認しておく。				完	監督員	発生数量については、マニフェスト伝票と照合し確認しておく。						
		建設副産物実態調査データ(電子データ)				完	監督員	工事請負金額100万円以上の工事について、完成検査後に提出する。				完	監督員	工事請負金額100万円以上の工事について、完成検査後に提出する。						